

特定医療費(指定難病)受給者証の申請について

1. 下記の書類を準備します。窓口は住所地の保健所になります

①特定医療費(指定難病)支給認定申請書

②臨床調査個人票(主治医が記載します) ⇔

※文書料が発生します。

外来・入院病棟の事務受付にて文書申込書の記入をお願いします。

③世帯全員の住民票(住民票謄本)

④市町村民税(非)課税証明書

(源泉徴収票や確定申告書の写しは無効)

⑤保険証の写し(加入医療保険により提出内容が異なります)

⑥同意書

⑦その他、該当する方は下記の書類が必要

- ・世帯内で特定疾病医療受給者証や小児慢性特定疾病受給医療券の交付を受けている場合はその写し
- ・介護保険被保険者証の写し
- ・医療費申告書または特定医療費(指定難病)自己負担上限額管理票
- ・個人番号記載用紙
- ・特定医療費(指定難病)受給者証等記載事項変更届



2. 上記申請書類が揃ったら、保健所へ提出します。

※2023年10月1日以降、助成開始時期は「重症度分類を満たしていることを診断した日」等となりました。ただし、遡り期間は原則として申請日から1ヶ月です。軽症高額対象者は、助成開始時期が「その基準を満たした日の翌日」となります。



3. 審査会を経て医療受給者証が交付されます。

お手元に届き次第、病院窓口(外来・入院)へご提示下さい。

～ご不明な点がありましたら、お気軽にお問い合わせ下さい～

秋田大学医学部附属病院

地域医療患者支援センター

TEL 018-884-6229

